

山都町立清和小学校いじめ防止基本方針・いじめへの対応

1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、この清和小学校においても起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめをうけていると思われるときは迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法、第2条にはいじめについて次のように定義をしている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的（身体的な影響・金品をたかられる・隠される・壊される・嫌なことをされる、誹謗中傷等）な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校においても、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

3 いじめの理解

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や見て見ぬふりをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位者のものが下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲のものからは、見えにくい構造もある。

さらに直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャルネットワーキングサービスでのやり取りの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめに見られる集団構造

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要などがある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

＜暴力を伴うもの＞

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする等

＜暴力を伴わないもの＞

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめに対する本校の基本姿勢

これらいじめの定義を受け、本校における、いじめ防止のための基本姿勢として下記の5つのポイントをあげる。

- ① 「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という学校の気運を高める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- ④ いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ⑤ 保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

5 いじめを未然に防止するための取組（第15条、第18条）

いじめを未然に防止するためには、学校生活全体の中で、自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童自身が実感できる状況を生み出すことができるような教育活動を推進することが大切である。そのような中で、児童は、自分はかけがえのない存在であることを実感し、自尊感情が生まれ、自己や他者を尊重することができるようになるであろう。そのために、さまざまな行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校挙げて取り組まなければならない。また、一人一人を大切に授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」、よさを認め合い、互いに支え合う支持的風土をもった学級・学校づくり、規範意識・主体性を育成する指導 等）
 - ア 全ての児童が主体的に活動し、認め合う中で「分かった、できた」という達成感を味わえるように教科指導を充実する。
 - イ 全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営を充実する。
 - ウ いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動だけではなく、委員会活動や縦割り班活動でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
 - エ 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。

オ 「学級・学校に居場所がある」ことが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にすゝ指導（豊かな心の育成）

ア 様々な人と関わり合う中で社会性を育み、相手の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動などを通して心に響く豊かな体験活動を充実する。

イ 教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にすゝ心、相手を思いやる心、自律の心、確かな規範意識が育つ道徳教育を充実する。

ウ 差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の意識が高い学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。

① 児童に自己存在感を与える

② 共感的な人間関係を育成する

③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

ア スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。

イ インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方も交えた交流会や児童への注意喚起及び指導を充実する。

6 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見に向けて（第16条等）

ア 「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。

イ おかしいと感じた児童がいる場合には、学校全体で気付いたことを共有し、大勢の目で児童を見守る。

ウ 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き把握に努める。

エ 学校生活を振り返るアンケートを年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深める。

(2) いじめの早期解決に向けて（第23条等）

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

(3) 保護者・地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

7 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止対策推進法第二十二条より、次の組織を設定する。

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) 組織の構成

校長 教頭 教務主任 生徒指導担当 人権教育担当 養護教諭 該当児童関係教職員(必要に応じて、保護者代表としてPTA役員、地域住民代表、スクールカウンセラー等外部専門家)

(3) 組織の役割

ア いじめに関する情報の収集及び共有

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ いじめ事実の確認、対策案の検討

エ 該当児童への指導、該当保護者への対応

オ 学級・学校全体への指導体制の強化、支援

カ 外部組織への協力要請、又は、警察への通報

キ いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

ク いじめ防止対策に基づく取組の点検と検証

8 教育委員会等との連携について

いじめを確認した場合は、町教育委員会に報告するとともに、状況によって「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、緊急にいじめ防止対策委員会を開くとともに、町教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。また、法に抵触すると考えられる場合には、警察署へ通報し対応等の相談をする。

9 その他

参考資料等

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

○ 熊本県いじめ防止基本方針（平成25年12月26日）